

仕様書

1 契約件名

ノートパソコン賃貸借（事務局・松楽苑・きくの里）

2 設置場所

- (1) 埼玉県草加市柿木町1213番地1
社会福祉法人草加市社会福祉事業団事務局
- (2) 埼玉県草加市柿木町188番地
草加市立養護老人ホーム松楽苑
- (3) 埼玉県草加市谷塚上町704番地3
草加市在宅福祉センターきくの里

3 納品期限

令和6年4月30日まで

4 賃貸借期間

令和6年5月1日から令和11年4月30日まで

5 数量

- (1) 社会福祉法人草加市社会福祉事業団事務局 1台
- (2) 草加市立養護老人ホーム松楽苑 2台
- (3) 草加市在宅福祉センターきくの里 1台

6 参考例示品

- (1) 形 式 : ノート型パソコン A4
NEC PC-VKT44FB7J3JG
付属品 USB マウス（光学）
- (2) O S : Windows11 Pro64
- (3) C P U : インテル® Core™ i5 プロセッサー
- (4) メ モ リ : 16GB
- (5) 内蔵ストレージ : SSD256GB
- (6) ド ラ イ ブ : DVDスーパーマルチドライブ
- (7) ソ フ ト : Microsoft Office Home & Business 2021
- (8) 付 属 品 : USB マウス（光学）

7 その他（調整について）

- (1) 旧PCのデータ移行
- (2) 旧PCのソフト移行
- (3) 複合機との接続（LAN印刷設定・スキャナ取り込み）

8 支払方法

毎月末払い

9 共通事項

- (1) 受託者は、受託業務上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、成果品等については事業団の承諾なしには、他のいかなる者に対してもそれを閲覧に供し、複写させ、譲渡したりまたは提供してはならない。
- (3) 受託者は、草加市環境マネジメントシステムの取り組みに協力すること。
- (4) 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守すること。また、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (5) 草加市政における公正な職務執行の確保に関する条例（平成 19 年条例第 16 号）第 6 条及び草加市が締結する契約からの暴力団排除措置要綱（平成 8 年告示第 155 号）第 9 条の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - (ア) 受託者又は受託者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、事業団に報告するとともに、所轄の警察署に通報すること。
 - (イ) 受託者は、事業団及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (6) 草加市との協定に基づき、受託者は草加市公契約基本条例（平成 26 年条例第 21 号）第 12 条の規定に基づき、市長が定める賃金の基準額以上の賃金を労働者に支払わなければならないことを勘案し、見積りを作成すること。

10 その他

- (1) 規格仕様は、参考例示品と同等以上とする。

同等商品の場合は、事前に資料、カタログ等を添付し、承認を得ること。
- (2) 見積書には、保守料金（翌営業日訪問修理）を含んだ賃貸借料（月額）を表示すること。
- (3) 撤去予定のパソコン及び納入するパソコンのウィルスバスター（ビジネスセキュリティクラウド）の設定については、担当者と協議して対応すること。
- (4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当者と協議すること。
- (5) 借上げ物件の納品に当たっては、担当の指示に従い、完全に使用できる状態まで調整し、設置すること。
- (6) 指定の場所に、搬入、据付、調整、配線作業の一切を行うこと。
- (7) 契約期間の満了に伴う借上げ物件の撤去にかかわる費用（データ消去作業含む。）と、原状回復にかかわる費用は受託者の負担とする。ただし、期間満了などによる撤去の必要性が生じるまで費用負担は発生しないものとする。
- (8) 賃貸借料及び保守料については、設置施設ごとに指定口座より引き落とし又は請求するものとする。

11 問合せ先

社会福祉法人草加市社会福祉事業団事務局 担当：櫻井
電話：048（930）0311